

社外役員の独立性判断基準

1. 当社は、以下のいずれの要件にも該当しない社外取締役および社外監査役（会社法に定める社外取締役および社外監査役をいいます）を当社における独立役員として選任します。

(1) 親会社等・主要株主

①親会社または主要株主

②親会社または主要株主（それらの親会社および重要な子会社を含みます）において、現在または過去 1 年間、取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者（重要な子会社についてはその社外取締役および社外監査役を除きます）

※「主要株主」とは、当社株式の総議決権の 10%以上を直接または間接に保有する株主をいいます。

※過去要件については、2016 年 3 月期決算に関する株主総会の終了時に発効します。

(2) 主要な取引先

①直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社（以下あわせて「当社グループ」といいます）を主要な取引先とする者

※「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その年間連結総売上高の 2%以上の支払いを当社グループから受けている者をいいます。

②直近 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先である者

※「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに、当社の年間連結総売上高の 2%以上の支払いを行っている者をいいます。

③上記①または②（それらの親会社および重要な子会社を含みます）において、現在または過去 1 年間、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

(3) 会計監査人

現在または過去 3 年間において、当社グループの会計監査人またはその社員等である者

(4) コンサルタント

①上記 (3) に該当しない公認会計士、税理士または弁護士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者

※「一定額」とは、過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円をいいます。

②上記 (3) に該当しない監査法人、税理士法人、法律事務所またはコンサルティ

ング会社その他の専門的アドバイザーであって、当社グループを主要な取引先とする法人の社員等

※「当社グループを主要な取引先とする法人」とは、過去3年間の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている法人をいいます。

(5) 寄付先

当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行者に限ります）その他の業務執行者

※「一定額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額をいいます。

(6) 役員の相互就任先

当社グループから取締役を受け入れている会社（その親会社または重要な子会社を含みます）の取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の重要な使用人

(7) 近親者等

①当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人の配偶者、2親等内の親族または同居の親族

②上記（1）ないし（6）に規定する者（使用人は重要な使用人に限ります）の配偶者、2親等内の親族または同居の親族

2. 当社は、独立役員の選任にあたり、前項各号の要件以外の事由により実質的に当社との利益相反が生じるおそれがある場合には、当該社外取締役または社外監査役を独立役員として選任しません。

以上